

和解に関する件

令和7年（2025年）2月13日提出

札幌市長 秋 元 克 広

本市は、下記により訴訟外の和解をするものとする。

記

1 相手方

札幌市手稲区在住者

2 事故の概要

(1) 令和6年8月23日、札幌市手稲区前田5条5丁目において、交差点に進入した環境局の塵芥車^{じんがい}が、当該塵芥車の前方を右方向から一時停止をせずに通過しようとした相手方の自動車と衝突した。

(2) これにより、当該塵芥車及び相手方の自動車が破損した。

3 和解の概要

相手方は、本市に対して、1, 863, 187円を支払う。

(理 由)

本市の業務に関して発生した事故について和解するため、本案を提出する。